

震災で親を亡くした子どもへの支援の状況について

平成 27 年 10 月 7 日
復 興 庁

1. 震災で親を亡くした子どもの状況

厚労省調べ
〔27 年 3 月現在〕

岩手県	宮城県	福島県	計
94 人	126 人	21 人	241 人

○震災遺児（震災でひとり親となった児童）〔27 年 3 月現在〕

岩手県	宮城県	福島県	計
489 人	882 人	166 人	1,537 人

合 計
1,778 人

2. 震災孤児への対応

○震災孤児（241 人）の引き受けについては、児童相談所を通じて、親族による対応、里親制度の活用等により、全て対応。

<震災孤児の引き受けの状況>

厚労省調べ

① 親族による引き受け等	67 人
②-1 親族里親	95 人
②-2 養育里親	73 人
③ 児童養護施設への入所	6 人 (震災前からの入所 2 人を含む)
合 計	241 人

○里親に対しては、子どもの生活費や教育費等を支給される。

(参考) 里親に支給される手当等 (26 年度単価)

- ・里親手当 (養育里親に支給) 月額 72,000 円 (2 人目以降 36,000 円加算)
※県が特に支援が必要と認めた児童を養育する場合、月額 123,000 円 (2 人目以降 87,000 円加算)
- ・一般生活費 乳児 月額 56,440 円、乳児以外 月額 48,950 円
- ・その他 幼稚園費、入進学支度金
教育費 (学用品、教材代、通学費、学習塾費、部活動費)
学校給食費、見学旅行費、就職・大学進学等支度費 等

3. 震災で親を亡くした子どもの心のケア等の支援

震災で親を亡くした子どもについて、心のケア等が必要な場合には、被災した子どもに対する支援事業の中で対応。

また、「心の復興」事業による支援も可能。

①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（27年度予算：被災者支援総合交付金（59億円）の内数）

被災した子ども等の心身の健康に関する相談援助として、県において、以下のような取組を実施。

- ・子どものケアセンター等において、児童精神科医等の巡回相談や、心のケア相談会を実施
- ・震災孤児の里親や、震災遺児家庭を対象とした交流会の開催
- ・支援専門員による震災遺児家庭への訪問支援等

②緊急スクールカウンセラー等派遣事業（27年度予算：27億円）

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや必要な支援を行うため、スクールカウンセラー等を派遣【26年度：956名】

③被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（27年度予算：22億円）

生活基盤が安定していない家庭への家庭訪問等のきめ細かな対応や、突発的なフラッシュバックなど、日常的に心身の不安を抱える児童生徒への対応等を強化するため、教職員加配を実施【27年度：約1000名】

④「心の復興」事業（27年度予算：1.1億円）

子どもを含め、被災した方々が主体的に参画する機会を創出し、人と人とのつながりをつくり、生きがいをもって前向きに暮らしていただくための支援を実施。

4. 震災で親を亡くした子供への就学支援等

被災児童生徒就学支援等事業（27年度予算：80億円）

震災による経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒の就学支援等を実施。

（参考）被災3県における支援施策

上記のほか、被災3県において、寄付金を原資として、震災で親を亡くした子供に対する支援金・奨学金事業を実施。

- ・ いわたの学び希望基金
- ・ 東日本大震災みやぎこども育英基金
- ・ 福島県東日本大震災子ども支援基金

5. 震災遺児家庭への対応

○上記のほか、震災遺児家庭に対しては、ひとり親支援の一般施策の活用により、経済的支援のほか、就業や生活面での支援を実施。

<経済的支援>

- ①遺族年金の支給（子どもへの加算あり）
※年金が支給されない場合、児童扶養手当の支給
- ②母子父子寡婦福祉資金の貸付け（生活資金、修学資金など） 等

<就業支援>

- ①「母子家庭等就業・自立支援センター」による職業相談や就業支援講習会の実施
- ②看護師等の資格取得のため修学する方への「高等職業訓練促進給付金」の支給 等

<子育てと生活支援>

- ①保育所の優先入所
- ②公営住宅の供給に関する特別の配慮 等